

諫早市監査委員告示第9号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月7日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和4年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	後期(9月～12月)定期	健康保険部	保険年金課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、補助金等の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>ついては、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年2月8日	調定事務について、諫早市会計規則に基づき適正に処理を行うよう課内周知を図った。
R4	後期(9月～12月)定期	健康保険部	保険年金課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができることと規定され、別表第2の3「予算の執行に関する事項」(2)国、県補助金等の申請において、建設事業以外のものの専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、国、県等補助金等の申請事務について規程に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年2月8日	国、県等補助金等の申請事務について、諫早市事務決裁規程に基づき適正に処理を行うよう課内周知を図った。
R4	後期(9月～12月)定期	農林水産部	干拓室	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、地方創生交付金の調定が、変更交付決定後の金額で交付決定通知日に遡及して行われている事例が見受けられた。</p> <p>ついては、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年2月8日	<p>他課室の所掌する事務に関係して調定を行う際は、決裁の合議を求めることによって交付決定額等を確認し、速やかに調定事務を行うこととした。</p> <p>なお、地方創生交付金の調定事務については、令和4年度から担当課室が一括処理を行い、対象の各事業に充当する様に事務処理の変更がなされている。</p>
R4	後期(9月～12月)定期	飯盛支所	産業建設課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあつては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定され、諫早市法定外公共物管理条例第2条第1号の法定外公共物に係る土地占用料の徴収方法については、第15条第2項により諫早市道路占用料条例の規定を準用すると規定されているが、納入期限が占用開始後の任意の日を設定され、前回の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、道路占用料等の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月31日	「諫早市道路占用料条例」に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R4	後期(9月～12月)定期	飯盛支所	産業建設課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市法定外公共物管理条例第2条第2号の法定外公共物に係る土地占用料等の徴収方法について、第15条第2項により準用される諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、占用の期間が1年以下の場合にあつては、当該占用等の許可の際に全額を徴収すると規定されているが、納入期限が占用許可後の任意の日を設定されている事例及び納入期限内に納入されていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、法定外公共物占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月31日	「諫早市法定外公共物管理条例」に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。

令和4年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	後期(9月～12月)定期	飯盛支所	産業建設課	<p>【指導事項】 長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可期間を更新しようとする者は、許可期間が1年以上3年以内のものは期間満了の日の1月前までに、申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延している事例が見受けられた。 ついては、屋外広告物に係る更新許可事務について、規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月31日	更新対象者へ期間満了日の1月前までに申請書を提出するよう指導を徹底するとともに、更新対象者の提出期限一覧表を作成し確認を行うようにした。
R4	後期(9月～12月)定期	飯盛支所	産業建設課	<p>【指導事項】 諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、備品管理記録票の単価及び見積価格が記載されておらず、また、規則に定められた重要物品管理記録票の様式に、写真を添付することと記載されているが写真が添付されておらず、前回の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。 ついては、物品の管理について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月31日 (ただし、備品管理記録票の単価及び見積価格の記載については未了)	重要物品管理記録票への写真の添付を行い、物品の管理について、「諫早市物品会計規則」に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。 (備品管理記録票の単価及び見積価格の記載が未了である理由) 備品管理記録票に取得年月日、取引先、単価、取得価格等が記載されていないため、確認に時間を要している。令和5年6月末までに完了する見込みである。
R4	後期(9月～12月)定期	高来支所	産業建設課	<p>【指導事項】 徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、土地使用料の納入期限が使用開始後に設定されている事例。</p> <p>② 諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用する諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、占用の期間が1年を超える場合にあっては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、次年度以降分の占用料が4月30日までに徴収されていない事例。</p> <p>ついては、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月9日	諫早市行政財産の使用料徴収条例及び諫早市法定外公共物管理条例について、課内協議を行い、条例の趣旨を再確認し、適正な事務処理の周知徹底を図った。
R4	後期(9月～12月)定期	小長井支所	産業建設課	<p>【指摘事項】 長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあってはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。 ついては、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年12月13日	申請書類の提出の遅延防止を図るため、定期的な進捗確認を課内で行うこととした。
R4	後期(9月～12月)定期	小長井支所	産業建設課	<p>【指導事項】 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年を超える場合にあっては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、4月30日までに徴収されていない事例が見受けられた。 ついては、道路占用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年12月13日	許可書の送付の際に、期限内納付の案内文の添付を行うこととした。

令和4年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	後期(1月～2月)定期	経済交流部	商工観光課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、轟峡第一駐車場敷地の目的外使用の使用料が使用前に納入されていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、行政財産の使用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和4年5月9日	使用者へ納付書を発行する際に、納入期限等の事務処理について周知徹底を図る。
R4	後期(1月～2月)定期	建設部	建設総務課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市道路占用料条例第3条第1項、諫早市公共下水道条例第29条第1項及び諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用される諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、「占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収し、占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の開始前に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収する」と規定されているが、占用料が納入期限内に徴収されておらず前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月22日	諫早市道路占用料条例第3条第1項、諫早市公共下水道条例第29条第1項及び諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用される諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項に基づく適正な事務処理について、課内会議を行い、納入状況の確認と、未納者への指導を徹底するようにした。
R4	後期(1月～2月)定期	建設部	建設総務課	<p>【指摘事項】</p> <p>占用許可の条件として、工事完了後1ヶ月以内に提出することとなっている工事竣工届について、未提出や提出の遅延など、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>ついては、占用許可事務について適切に行われたい。</p>	令和5年3月22日	工事竣工届の提出について、課内会議を行い、期限までの提出を促すよう周知徹底を図った。
R4	後期(1月～2月)定期	建設部	建設総務課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、「占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収し、占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の開始前に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収する」と規定されているが、占用料の納入期限が占用開始後の任意の日を設定されている事例が見受けられた。</p> <p>ついては、占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月22日	納入通知書に記載する納入期限について、課内会議を行い、諫早市道路占用料条例に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R4	後期(1月～2月)定期	建設部	建設総務課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、港湾統計調査委託料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>ついては、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年3月22日	港湾統計調査委託料の調定について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。